○大和市奨学金給付規則



昭和49年２月16日教委規則第２号

* [その他注記](javascript:void(0))

（目的）

**第１条**　この規則は、経済的理由により、[学校教育法（昭和22年法律第26号）](javascript:void(0);)に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）（以下これらを「高等学校等」という。）への就学が困難な者に対して、奨学金を給付し、もって修学を奨励することを目的とする。

* [改正注記](javascript:void(0))

（奨学金の受給資格）

**第２条**　奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に該当するものでなければならない。

(１)　[住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）](javascript:void(0);)により記載されている者で、かつ、本市に引き続き１年以上居住していること。

(２)　学資の支弁が困難であること。（[生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条第２号](javascript:void(0);)の規定に該当するものとして、高校就学費用の給付を受ける者を除く。）

(３)　学業成績が優良であり、かつ、品行方正であること。

(４)　申請日現在で保護者に市税等の滞納がないこと。

* [改正注記](javascript:void(0))
* [条沿革](javascript:void(0))

（奨学金の額及び給付期間）

**第３条**　奨学金の額は、年額40,000円とする。

２　前項に規定する奨学金の給付期間は、１年間とする。ただし、在学する高等学校等の正規の修業期間は、更新申請ができるものとする。

* [改正注記](javascript:void(0))

（奨学金の給付申請）

**第４条**　大和市立中学校第３学年に在籍する者で、奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書（以下「申請書」という。）に在籍する中学校の長（以下「中学校長」という。）の推薦書を添え、中学校長を経由して大和市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

２　高等学校等第２学年以上の者で、更新申請を希望する者（以下「更新申請者」という。）は、申請書に在籍する高等学校等の長が作成した在学証明書兼報告書を添えて、委員会に提出しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号の１に該当する場合は、更新申請を行うことができない。ただし、休学の理由がやむを得ないものと委員会が認めたときは、この限りではない。

(１)　休学しているとき。

(２)　奨学金の給付を必要としない事情が生じたとき。

(３)　市外に転出したとき。

* [改正注記](javascript:void(0))

（奨学生の決定及び誓約書の提出）

**第５条**　委員会は、前条の規定により申請があったときは、大和市奨学生選考審査会（以下「審査会」という。）に諮り、奨学金の給付を受けることが適当であると認められる者（以下「奨学生」という。）及び不採用者を決定し、奨学生選考決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。

２　奨学生に決定された者は、前項の通知を受けた日から10日以内に誓約書を委員会に提出しなければならない。

３　前項に規定する期間内に誓約書を提出しなかった者は、奨学生となることを辞退したものとみなす。

* [改正注記](javascript:void(0))
* [被引用](javascript:void(0))

（奨学金の給付方法）

**第６条**　奨学金は、９月までに口座振込により給付する。

* [改正注記](javascript:void(0))

（届出の義務）

**第７条**　奨学生は、次の各号の１に該当する場合には、奨学生異動届を委員会に提出しなければならない。

(１)　休学、復学、転学又は退学したとき。

(２)　本人の身分、住所その他の事項に異動があったとき。

(３)　[生活保護法](javascript:void(0);)による高等学校等就学費を受給するようになったとき。

* [改正注記](javascript:void(0))

（奨学金の返還）

**第８条**　奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が虚偽の申請その他不正の手段により奨学金を受けたとき又は前条の規定による義務を怠ったときは、既に受けた奨学金を返還しなければならない。

* [改正注記](javascript:void(0))

（様式）

**第９条**　この規則で使用する様式は、[別表](javascript:void(0);)のとおりとし、その内容は別に定める。

* [改正注記](javascript:void(0))

（委任）

**第10条**　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

* [改正注記](javascript:void(0))

**附　則**

この規則は、昭和49年３月１日から施行し、昭和48年度の中学校卒業生から適用する。

**附　則**（昭和49年教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（昭和55年教委規則第４号）

この規則は、昭和55年４月１日から施行する。

**附　則**（昭和56年教委規則第１号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引続き使用することができる。

**附　則**（昭和58年教委規則第２号）

この規則は、昭和58年４月１日から施行する。

**附　則**（昭和61年教委規則第４号）

この規則は、昭和61年４月１日から施行する。

**附　則**（昭和63年教委規則第５号）

この規則は、昭和63年４月１日から施行する。ただし、改正前の大和市奨学金給付規則の規定により、既に行われた奨学金の申請については、改正後の大和市奨学金給付規則の規定により行われたものとみなす。

**附　則**（平成元年教委規則第３号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。ただし、改正前の大和市奨学金給付規則の規定により、既に行われた奨学金の申請については、改正後の大和市奨学金給付規則の規定により行われたものとみなす。

**附　則**（平成２年教委規則第３号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

**附　則**（平成16年教委規則第４号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

**附　則**（平成16年教委規則第６号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

**附　則**（平成17年教委規則第５号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

**附　則**（平成20年教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、平成20年４月１日から施行する。

**附　則**（平成24年教委規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条第１号の改正規定は、平成24年７月９日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に、奨学生として決定を受けている者に対する奨学金の給付等については、なお従前の例による。

**別表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
| 第１号様式 | 奨学金給付申請書 | 第４条 |
| 第２号様式 | 推薦書 | 第４条 |
| 第３号様式 | 在学証明書兼報告書 | 第４条 |
| 第４号様式 | 奨学生選考決定通知書 | 第５条 |
| 第５号様式 | 誓約書 | 第５条 |
| 第６号様式 | 奨学金給付決定通知書 | 第６条 |
| 第７号様式 | 奨学生異動届 | 第７条 |